

レスター伯夫人の家計簿

——13世紀イングランドの内助の功——

朝 治 啓 三

はじめに

イングランドの直属受封者は、全国に分散して配置された封土や直領地を経営するために、13世紀初めまでには二種類の主要役人を抱えるようになったといわれる。一人は estate steward で、彼は主人の土地、その他の財産を経営管理し、領民を支配し、封建的付随義務を徴収し、時には裁判を主宰し、国王裁判所では主人の代理人として出廷した。分散した所領全ての経営責任を負うていたのである。他方 steward of the household は主人の身の回りの世話をする家内役人たちの統括者として、殆ど主人と行動を共にし、主人の身柄とその身辺財産とを守りながら移動した。名称は似ているが、estate steward に較べると household の steward は封土の給付を受けることも余りなく、どちらかといえば下層の役人であった。従って直属封臣の権力の殆どが、estate steward の手を通して行使されるため、この steward についての研究はかなり進んだ。他方 household そのものやその steward の意義の解明は十分とはいえない。最近、12-15世紀イングランドの household accounts を網羅的に収集、紹介した Woolgar は、household の会計簿（家計簿）の記載の形式・技術とその発展について整理した上で、household の歴史的意義を明確にすべき必要を説いた。また K. Mertes は13-15世紀イングランドの貴族 nobility の household accounts を収集し、その household の組織、構成員、経済構造、政治、信仰、家政について分析した結果、貴族の household を彼らの勢力と社会生活

の核として位置づけた。¹⁾ 本稿ではこれらの先行研究に学びつつ、13世紀後半のレスタ伯夫人の household account roll を史料として、当時の社会での伯家の household の存在意義を解明することを目指す。

1 史料と研究史

レスタ伯夫人イリナの家計簿 Household Account Roll は現在 British Library に収められ、Manuscript Room において閲覧可能である。現存しているのは1265年2月19日からの分で、家計の記録は8月29日迄の分しか記されてはいないが、羊皮紙上の最後の日付は10月1日である。記述の形式から判断して2月19日より前の分も存在していたと思われるが、現在は13葉の羊皮紙が残されているだけである。一枚目の羊皮紙の底部に二枚目の頭部を歯形に縫いつけるやり方で、13葉が縦に一続きになっており、表裏両面に記入がみられる。²⁾

伯夫人は1265年10月末にフランスへ亡命する際、この Household Roll を携えて行き、それは18世紀末のフランス革命時に彼女の待避先である Montargis 女子修道院で発見された。19世紀前半に British Museum 関係者によって購入されたときには、フランス人研究者による短い解題が付けられていた。書き手として欄外に記された名は Christopher と Eudo の二人であり、12枚目からは別の書き手に代わっているが、その人名は記されてはいない。³⁾

Labarge や Mertes によれば13世紀イングランドの大貴族の家で作成される家計簿にはある種の書式が存在したようであり、イリナの Household Roll もそれに従っているという。⁴⁾ すなわち羊皮紙表面には一日ごとに、使用した食料品、運搬費、飼料代等がほぼ二週間分記入され、裏面にはその期間に生じた他種類の支払、例えば賃金、賃貸料、喜捨等が、毎日ではなく支払者ごとに束ねて記されている。書き方から判断して家政を預かる者、おそらく steward が女主人に対して、費消した金品について会計報告をする為に作成されたと考えられる。消費はしても金銭支払を伴わない物品やサービスは記載されていない。例えば生野菜の記載はみられないし、⁵⁾ 小姓がロンドンへ使いにゆくときの

レスター伯夫人の家計簿

日当は記されてはいるものの、彼の普段の奉仕への賃金支払の記載は無い。因みにこの Household Roll には収入欄は無い。steward は家政機関運営の責任者であって、領地経営の責任は別人、例えば Chowton マナの reeve が負い、会計報告を別に行ったのかもしれない。⁶⁾

この家計簿を史料とした研究のあとをたどってみよう。史料そのものは1831年頃 Trustees of the British Museum によってフランスからイングランドへと購入された。1841年、私家版として印刷された *Manners and Household Expenses in England* のなかで、史料を転写し注釈を付けた Turner は、レスター伯夫人の生涯を概観した後、この rolls から読み取れる食料品の種類や購入量、購入金額、その調理法、衣料費、賃金が支払われた労働等の諸点について解説している。翌1842年 Green は Turner の転写した史料を用い、貴夫人の生活の実態を当時の政治事件の進行と絡めて紹介した。⁷⁾ さらに1844年には Blaauw は *Barons' War* の初版において、より詳しく家計簿の内容を紹介し、特に馬、弓、従者に紙幅をさいた。⁸⁾ 1871年これを改訂再版した Pearson は詳細な注を施し、家計簿に登場する人物の同定を試みて、イリナに最後まで付き従った武将たちの何人かを突き止めた。⁹⁾ のち1884年に Bémont は、レスター伯シモン・ド・モンフォールに関する史料の一つとしてこの家計簿を紹介した。¹⁰⁾

この史料を最大限に用いて PhD 論文を作成したのは M. W. Labarge である。彼女の研究は公刊されたときのタイトルが示すように、13世紀の大貴族の household がどのような生活を送っていたのかを概説する際の史料の一つとして、同時代の同種の史料と突き合わせながら紹介するという手法で、読者に貴族の household の具体的なイメージを与えてくれる。ところで Labarge はレスター伯夫人の household account から、後世の我々が読みとり得ることについて次のように述べている。「日常生活の研究は、レスター伯シモンの傑出した政治的地位に関心を向けるのではなく、むしろすべての大バロンたちの間で一般的にみられた生活を写している伯の household の諸特徴を探究することである。レスター伯夫人の household account が興味深いのは、その記述がさめた文

章で表されているとはいうものの、時期からいえば政治的混乱期を扱っているからというよりも、どの大貴族の household にも共通してみられる注意深い会計制度の典型を示しているからである。この roll は内乱や大混乱の時にあってさえ、household 行政がいかに搖るがずに決まった型を守り続けているかを非常にありありと描写している。伯夫人の household roll が彼女自身の家内の制度について我々に語ってくれた内容は、当時の他の大バロンの household の典型的な例とみなし得るかも知れない。¹¹⁾

このように Labarge はイリナの household account を中世大貴族の生活実態や会計報告制度を示す史料とみなし、他の大貴族の household account rolls との比較によって共通の型を導き出そうとした。しかしこの史料からはもっと別のこととは読み取れないのであろうか。¹²⁾ 共通性よりも独自性、つまりこの時期ならでは、レスタ伯夫人の household ならではの特徴は見いだせないのであろうか。或いは逆に13世紀の大貴族の日常生活の共通パターンが判明したとして、そのことの歴史的意義、なぜそれらがそのようなパターンをとっていたのかを問わなくても良いのだろうか。本稿では household の共通性よりも独自性に注目し、イリナがこの史料にみられるような household を維持していたことの歴史的意義を探ることを目指して、史料を分析してみよう。

2 イリナの household の規模

Labarge は同時代の他の household rolls を参照しつつ、イリナの household は、血縁家族、軍事勤務者、家政勤務者（領地経営関係者、家中勤務者）の三種から成るものと想像している。しかし家計簿にはその構成が具体的に書かれているわけではなく、断片的な情報からの推測によるところが大きい。例えば家計簿には clerk, tailor, cook, marshal, laundress, smith, groom, carter, huntsman といった職名がみられるが、一つの職に何人がついていたのか、常勤だったのか、日雇いだったのか等については不明の点が多い。2月19日から8月末まで一度しか登場しない人もいる。Labarge の分類をイリナの家計簿に当

ではめてみよう。まず血縁家族であるが、王妃や王子たちが国王とは別の household を抱えていたように、伯夫人や伯の子供たちも伯のそれとは区別される household を持っていたと考えられているが、イリナの場合はどうか。彼女の家計簿には、夫すなわちレスター伯シモン・ド・モンフォール、長男ヘンリー、次男シモン、三男アモーリそれぞれの *familia* という記述がみられるので、¹³⁾ その限りでは通説どおりだが、四男ギーの household の言及はなく、五男リチャード、娘イリナは若年のためか独自の household を持たず、母イリナの household に含まれて暮らしていたように思える。次に軍事勤務者であるが、この家計簿には household の一員としての騎士 *miles* や従士 *armiger* の言及はみられない。最後に家政勤務者のうち領地管理関係者の記述は、Chowton, Brayburne 両マナの *reeve* が steward に食料品等を引き渡すとき以外には見あたらない。¹⁴⁾ 家中勤務者のうち責任者たる steward について、Green はその個人名を書記の Christopher であるとみなしているが、そういった記述は史料には見あたらない。その他の家中勤務者については上述の通りである。

例えはある人がある用務を果たし steward から支払いを受けたとしてもその人が household の一員なのか否かははっきりしない。また家計簿 household account のなかの役職名を数えてみても、同じ役職者が何人いたのかは不明であるので、household の規模は確かめられない。食糧の消費状況から household 構成員の人数を割り出そうとする際にも同様の困難がつきまとう。まず食糧のうちほぼ毎日消費されているのは、穀物、ワイン、エイル、ニシンである。穀物（主としてパン）の購入、消費量は日によって 5 ブッシュルから 4 クォータ（32 ブッシュル）まで様々なので、この数字だけでは養われていた人数は突き止めようがない。ワインやエイルについても同様である。ニシンの購入、消費量は 100 から 1700 まで大きな差があり、人数確定には一層不向きである。¹⁵⁾ 但しこれが全て端数のない数字であることは、それなりの意味を持つ。次に相伴者として食事をしたことが確認される人をいかに見つけだすかであるが、家計簿を見ると、曜日の次に、誰のための食糧かが記されている。主人で

あるイリナは、数日を除いてほぼ全ての日に食卓についているが、彼女の相伴者を大別すれば household (*familia sua*)、守備隊員 (*garnestura*)、そして来客である。仮に household の構成員数や守備隊員の人数が一定であるとすれば、異なる二つの日の、供給された食糧の差と、相伴者数の差から、一人当たりの食糧消費量が突き止められるかもしれない。例を挙げよう。相伴者が household だけと記された 5 月 9 日には、おそらく来客はなかった。なぜなら marshal が世話をした馬の頭数が 28 で、これはこの家計簿の記す期間内で、イリナが飼育していた恒常的な頭数であるからだ。一方 3 月 6 日にはこれに守備隊員が加わって食事をした。穀物量は 5 ブッシュルから 10 ブッシュルへと 2 倍になり、ニシンの量は 4 倍になった。馬の頭数は両日ともほぼ同じである。¹⁶⁾ この 5 ブッシュルは守備隊員によって消費されたとみなしてよいだろうか。必ずしもそうとはいえない。相伴者欄の記載を読む際には、注意が必要である。例を挙げてみよう。

2 月 23 日は pro Comitissa とあるのみで相伴者は皆無だったかのようであるが、その日の穀物消費量は 1.5 クォータ (12 ブッシュル) であり、これはかなりの分量なので、household の分をも含んでいたとみなすべきである。次に 4 月 15 日は pro Comitissa et familia とあり、翌 16 日は pro Comitissa et ... et predictis と記されている。穀物消費量はともに 1 クォータ 6 ブッシュルであるから、16 日の predictis は familia のこととみなしてよい。消費量から判断して familia は血縁家族のみならず、家中勤務者を含む household を意味する。さらに 4 月 27 日の欄には pro Comitissa et ... et familia と記されている。この familia も家中勤務者をも含んでいたとみなされる。何故ならもしそれが血縁家族のみを意味するなら、Comitissa のすぐ次に書かれるべきであり、来客の人名の後に書かれるのは不自然であるからだ。¹⁷⁾ このように pro Comitissa という記載は、イリナと血縁家族それに家中勤務者を含む意味での household のことであると理解し得る。とすると、pro Comitissa et garnestura という記載は、イリナと household と守備隊員とを意味することになる。実際家計簿を

読むと、この種の記載が頻繁にみられることから、Odiham 城の守備隊員はイリナの household ではなかったにも拘らず、イリナのかなり恒常的な寄食者の状態にあったことは明らかである。

さて相伴者欄の意味するところが判明したとして、household の規模を突き止めるために、次に相伴者数と消費された穀物量との相関を調べる。例えば一枚目の羊皮紙に記載された日々のうちで、household と守備隊員がともに相伴者として挙げられている日は下記の 8 例である。¹⁸⁾

2月27日	pro Comitissa et suis et garnestura	穀物消費量	1 クォータ 2 ブッシュル
2月28日	pro Comitissa et garnestura		1 クォータ 4 ブッシュル
3月1日	pro Comitissa et ... et predictis		2 クォータ
3月2日	pro Comitissa et garnestura		1 クォータ 2 ブッシュル
3月3日	pro Comitissa et predictis		1 クォータ 4 ブッシュル
3月4日	pro Comitissa et predictis		1 クォータ 2 ブッシュル
3月5日	pro Comitissa et predictis		1 クォータ 6 ブッシュル
3月6日	pro Comitissa et predictis		1 クォータ 2 ブッシュル

先に述べたことに基づいて判断すると、この表が示す相伴者は、来客があった3月1日を除けば全て household と守備隊員である。来客の日の穀物消費量が幾分多めであることは理解できるとして、その他の日の消費量が一定せず、10 ブッシュルから 14 ブッシュルの間を上下するのはなぜか。household 構成員や守備隊員の数が日々変動したのか、それとも steward が穀物勘定をする際に一人当たりの穀物割当量を日々変更したのか。これらの想定はいずれも現実的とはいえない。何故なら国王から妹イリナに与えた王城の守備隊員の数や、イリナの身辺の世話をする人の数が、毎日のように大きく変動するのは不自然であるからだ。とすれば提供された食事で養える人数と、相伴者欄に記された人々の数との間に隙間或いは余裕があって、これらいわば「常勤」の人々以外に、一時的にイリナの家計で食事を提供された人々がいたということになる。言い換えればイリナの家計に「出入りする者たち」の存在が食糧の分量を

変化させていたのではないだろうか。このことを確かめるために、別の事例を検討しよう。

例えばイリナと彼女の household のみの食糧を供給した 5 月 9 日の穀物量 5 ブッシュルで、いったい何人を養えるのかを計算してみよう。5 月 9 日の穀物欄を見ると、Panis, v. bus. de froile とあり、Turner によればこれは製粉された小麦粉 5 ブッシュルの意であるとされている。¹⁹⁾ ポスタンによれば 1 ポンドの小麦粉から 1 ポンドのパンを作ることができた。²⁰⁾ これが一体何人分なのかを算定するためには、13世紀イングランドの換算表が必要である。13世紀のグロステストによれば 1 クォータの小麦粉で 180 loaves のパンを作ることができるという。²¹⁾ 現在のイングランドの換算ではどうか。The Big Food & Drink Book, BBC によれば、2.5 ポンドの Farmhouse white というパンを 2 loaves (合計 5 ポンド) 作る材料として、3 ポンドの小麦粉、その他 (バター、塩、砂糖、イースト、オイル、水) が示されている。その出来上がり写真を見るところなりの大きさがあり、少なくとも 2~4 人分のパンが出来そうである。²²⁾ つまり 13世紀とは異なって、現在では 3 ポンドの小麦粉で 2~4 人分のパンが出来ることになる。1 ブッシュルの小麦粉が 43.75~62.5 ポンドであり、3 ポンド当たり 2~4 人分のパンが出来るとすると、1 ブッシュルの粉で 29.1~83.3 人分のパンが出来る。5 ブッシュルだと 145.5~416.5 人を養えることになる。Woolgar が述べるように 13世紀の大貴族家計では 1 日 2 食だとすると、²³⁾ 1 食当たりの人数はこの半分、つまり約 72~208 人ということになる。この数字は彼女の household の構成員数にしては大きすぎる。因みに Mertes はイリナの household が 25~30 人であると想定している。²⁴⁾ この日には守備隊員は相伴者欄に記載されてはいないので、household 以外に一緒に食事をした人々がいなければ、これだけの人数分の穀物を消費することはできない。同時に消費したニシンの量でみると 5 月 9 日は 100 匹なので 1 人が 1 日 2 匹ずつとしても 50 人を養えた。多い日には 1,200 匹が消費されている。Woolgar によれば、大貴族家計では上位者とその他の者との 2 種類の献立があったようであるから、²⁵⁾ 穀物も

ニシンも不均等に分配されたであろうが、これまでに述べたことを勘案すれば、イリナの household の核の部分の規模はおそらく 50 人以下であろう。いずれにせよ穀物の量からみると、イリナの家計は常勤の家中勤務者以外にかなりの人数を養っていたといえる。

3 家計簿(1) 支出

(1) 相伴者

前節では、レスター伯夫人イリナの相伴者として氏名あるいは役職名、集団名を掲げられた人々以外に、彼女の家計に給養されていた人々がどの程度の規模であったのかについて検討した。本節では相伴者について調べてみよう。羊皮紙表面の各日の記述は曜日に始まり、以下の支出が誰のためのものか、その人名リストが続く。²⁶⁾ 最も多いのは「伯夫人とそのファミリア Pro Comitissa et suis」或いは「伯夫人と前述の人々 Pro Comitissa et predictis」という紋切り型である。聖職者や大貴族及びその家族、都市民や守備隊が記されることもある。貧民は別の行に記される。興味深いのは伯夫人自身の household の構成員の個人名が記されることはずないにも拘らず、来訪した夫レスター伯や他の大貴族、王族、彼女の息子たちの household はしばしば個人名で相伴者リストに記載されていることである。

リストのなかで数的に最も多いのは来訪した大貴族の household である。その内訳を見ると *milites, armiger, sevientes, valettus, familia* たちである。また夫レスター伯の部下たちはしばしば個々に訪れ、もてなしを受けている。大貴族相互間の付き合いは本人だけではなく、その部下たちのレヴェルでも行われていた。王族が相伴者として記されているのは 3 月 17、18 日で、皇太子のエドワードと王弟の息子だけである。この時はレスター伯の長男ヘンリも到着しており、翌日にはレスター伯自身が大勢力を伴って来訪していることから、王子たちは客というよりはレスター伯の人質として食事に同席したのだろう。²⁷⁾ 相伴者としてではないが、イリナは王や王弟、王子に対して魚、アーモンドなどをプレ

ゼントし、理髪師を差し向けており、その費用は家計から支払われたと記録されている。²⁸⁾ 高位聖職者のうち名前の明記された人は4名で、²⁹⁾ また肩書きのある大貴族夫人は2名(Aumale伯夫人とOxford伯夫人)、名前の明記された女性は3名である。このうちAumale伯夫人は4日連続で相伴した上、彼女の召使いも別の日に相伴し、さらに夫人との手紙のやりとりも何度も記録されているので、イリナとの親密な関係を示唆する。³⁰⁾

(2) 都市民と貧民

個人で相伴者となった都市民の数は僅かで、ロンドンの商人Hadestokeの人々とRobert Baynardのみである。集団で招かれたのはWinchelsea、Sandwich及びDoverの市民である。これら三都市の市民は、レスター伯がイヴシャムで戦死した後も、伯夫人に味方して、1266年3月頃まで国王ヘンリイ三世軍に敵対し続けた。政治的に意味のある招待であった。³¹⁾

貧民への施与は10回記録されている。イリナの住まいは2月から10月までの間にOdiham、Porchester、Doverと変化したが、いずれの地でも施与のための食糧費が計上されている。それらのなかでも4月14日に800人に施したり、5月31日に15日間にわたっての施与の費用が計上されているのが目を引く。³²⁾ 伯夫人が城に住もうということは周辺住民から孤立した出来事なのではなく、むしろ周辺地域に対して影響を及ぼす源であったといえよう。

(3) レスター伯の滞在

シモン・ド・モンフォールは3月19日から4月1日まで14日間、Odihamに滞在した。このときイリナの家計簿は普段の記述方法をとらず、最初の日を除く13日間の分をまとめて記載し、合計12ポンド7シリング2ペニスを計上している。その内訳はスペイス、調理器具、チョウザメや鯨であり普段の家計簿には載らないものが多い。穀物、ワイン、ニシン、卵、ミルク、干し草といった日々の必須食糧・飼料の類の記載が全く無いので、これら日々の食糧・飼料の費用は、レスター伯が負担したと考えるしかない。つまり伯夫人のhouseholdは、この期間に関してはレスター伯のhouseholdのなかに組み込まれたのであ

る。同じことは、イリナが小シモンの護衛で Odiham から Porchester へ、さらに Dover へと移動した 6 月 1~2 日、及び 12~13 日の会計報告についても当てはまる。³³⁾ イリナの household はこの期間、小シモンのそれに組み込まれた。

(4) 喜捨

イリナは定期的に喜捨をしている。当時の貴夫人にみられる一般的な敬虔さのあらわれかも知れないが、しかし一部の喜捨には喜捨の目的が記されている。5 月 9 日には Oxford の Chaplain に「伯シモンのために」26 シリング 8 ペンスが寄進され、さらに 8 月イリナが夫の戦死の知らせを聞かされた後、「伯の魂のために」J. Scott を通して 22 シリング 6 ペンスが寄進されている。³⁴⁾ イリナによるこれらの金銭の喜捨はレスター伯の無事を祈るという具体的な目標のために行われた。

(5) 使者

イリナのもとへはレスター伯や息子たちのみならず、王弟や大貴族、聖職者、さらにはフランスにいるシモンの親戚からも手紙が使者を通じて届けられているが、それらの使者たちにはイリナの家計から手当が支払われている。と同時にイリナからそれらの人々へ手紙を届ける使者たちにも手当が支払われた。使者 nuncio は殆ど無名で記載されているが、Hereford 方面にいる夫のもとへの手紙は Gobithesti という名のイリナの household の一員が使われた(5 月 13 日)。伝達内容の重要度によって使者の格が決まったのか。7 月 25 日から数日間滞在したフランスからの使者 nuncio Franciae にはワインもふるまわれている。便りの宛先としては身内の他には、Lincoln 伯夫人、Aumale 伯夫人、Gloucester 伯夫人、ウスター司教、Southampton のシェリフ等がいる。日付からみてポイントとなるのは 6 月 13 日である。この日イリナは小シモンに付き添われて Porchester から Dover へと移動する最中であり、その前後に夫に向けて Hereford へ、そして Southampton のシェリフへ、さらには Wallingford の城守 constable へと使者を送り出し、しかも同じ頃、フランス南部の

Bigorre の都市 Loundre から来た使者に手当を支払っている。³⁵⁾ これらのこと はイリナの身辺に生じた急激な情勢の変化を暗示していると同時に、伯夫人の 居場所が、各地からの情報の中継地でもあったことを示している。

4 家計簿(2) 仕入れ

household に物資を供給するために、steward は何日かごとにまとめて物資 を購入し、ストックしていた。仕入れ先はほぼ決まっていたようであり、 Wallingford に居たときは Abingdon から穀物を仕入れている。Odiham には 付属の莊園がありここと、夫レスター伯の領有する Chowton マナから仕入れた。Porchester では前記 Chowton マナ、Dover ではイリナの領有する Brayburne マナから仕入れた。³⁶⁾ しかし魚は自前の池だけでは不十分であった ようで、Farnham のウィンチェスター司教の魚地へ cook を派遣したり、或いは Bristol や Kent 海岸からそれぞれの城まで、carter に運ばせている。³⁷⁾ 支払い は steward からマナの reeve や仲介者に対してタリ tally を使ってなされた。 支払いはまた「つけ」でも行われた。7月13日の記事に「Salomon Wilbert から 購入した塩10クォータの代金44シリング 6 ペンスを 9月 8 日までに支払うこと」とある。この Salomon が reeve か否かは記されていない。³⁸⁾

Odiham でも Porchester でも Dover でもワイン、ニシン、そして飼料とし てのカラスマギ等はイリナのストックからのみならず、城のストックから de stauro Castri も、しばしば供給された。³⁹⁾ Porchester や Dover は王の城であ り、そこに守備隊を配置し、食糧を備えるのは王の仕事であるが、イリナの家 計はその食糧を自己の household 用にも充てていた。

衣料品、装身具、貴重品、馬具、羊皮紙等はロンドンその他の町へ人を派遣 したりして購入された。物品の購入に関していえば伯夫人の家計は自領地から の供給のみではまかないきれず、遠近の町、周辺の土地や人々から調達して いた。⁴⁰⁾

物品だけでなく労働力も内部調達できないときには外部から雇い入れた。例

えは荷物運びのための荷車は大小一つずつしか備えられてはいなかったようでそれ以外は賃貸し、そのための駄馬、それに御者も借り入れた。船は自前がなく借り入れた。Dover 城ではオーヴンを作るために、二人の石工と二人の助手を雇った。日当は合計 6 シリング 6 ペンスであった。チャイムバーで瀉血をしてくれる女性にも賃金 gagio 5 ペンスを支払った。⁴¹⁾ このように伯夫人の家計は自領地のみならず、周辺地域からも物品を購入し、周辺住民の労働力を購入し、地域との経済的繋がりを持つことになった。

5 Household 構成員

イリナの household 構成員の氏名を具体的に確定するのが困難であることは、Labarge が指摘する通りである。⁴²⁾ しかし家計簿に現れる人名を、表示方法によって次の 3 種に分類することは可能である。a 名前のみの者、b 名前と職名とで記される者、c 名前と姓とで表記される者。⁴³⁾ これら以外に職名或いは役務でしか表示されていない者もいる。household の責任者である steward の氏名はこの家計簿には表示されてはいない。家計簿を記入した clerk は、3 人のうち Christopher と Eudo の名のみ判明している。職名でしか表示されていない groom と messenger とは仕事の都度賃金を支払われているので、少なくとも常勤の household ではなかった。

a 名前でのみ記されている者たちは、家内勤務に対しての賃金は支払われず、それ以外の勤め、例えば手紙を届ける、人を捜しに行く、物資を購入しに出かける等の労働にはその都度手当を支払われている。⁴⁴⁾ 衣服を宛がわれていたことは支出項目から判明する。通常は伯夫人の household として同行、同居し、食事を宛がっていたのであろう。b 名前と職名とで記される者たちは食物供与という点では a の人々と同じであるが、彼らのなかには自らの助手を持つ者がいる。例えば clerk の W. の garcioni、あるいは Radulfus pistrina の garcionum、Seman の nuncio のようにである。⁴⁵⁾ 彼らは household のなかでも常雇で、かつ上役としての地位を与えられていたのであろう。c 名前と姓と

で記された人々は数の上では少ないし、いつも伯夫人と共に暮らしていた訳ではなさそうである。というのは、上に述べたように「常勤」の household 構成員たちは食事を宛がわれていたので、彼ら個々の名前がイリナの相伴者として記されることは無いが、家計簿のなかで chaplain への手当の支払い者と記されている Richard of Havering はその相伴者としても名前を記されているからである。⁴⁶⁾ 一方 Fulco de Constable、John Scott、Michael Kemesing、Adam & Thomas Mabil、Robert Valle、J. de Angeli、Thomas Chalellotte たちも客としてもなされているが、それぞれが複数の groom を抱えており、彼らを使ってイリナに奉仕していたようであるが、その者たちへの手当はイリナが負担している。⁴⁷⁾ これらのことから判断すると伯夫人の household は次のように構成されていたと想定してよいだろう。まず少数の、信頼され、人事や経理の権限を委ねられていた人々、次いで日々の家内行政に携わる人々、そして彼らの助手として下働きをする人々、最後に通常業務以外の労役のために一時的に雇用される人々である。このうち日々の家内行政に携わる人々は、伯夫人と共に Odiham から Porchester そして Dover へと移動して、household の核となり、時には荷車の賃借のためや御者の雇用のために働いた。⁴⁸⁾ 常時、そばにいたわけではないが時折訪れた人のうち、伯夫人に信頼され要職に就いた少数の人々は、最後まで彼女に忠実であった。1265年8月4日、イヴシャムの戦いでレスター伯が戦死した後も、彼らは伯夫人を守り、Dover 城に立て籠って国王軍と対峙した。幾度かの交渉の後、10月26日皇太子エドワードの判断により彼らの生命と財産とが保証されることになった。それら26人のうちには既に言及した Richard of Havering や John Scott、そして Michael de Kemesing の名も認められる。⁴⁹⁾ William de Wortham はイヴシャムでレスター伯と共に戦死している。⁵⁰⁾ その後まもなくイリナは Dover 城を出て大陸に向かい、二度と戻らなかった。

従って household の規模は定義の仕方によって異なる。核になる部分は伯夫人と食住を共にし、共に移動した。その数は Mertes の想定したように25～

30かも知れない。しかし伯夫人の家計のなかで食事を共にした人数は、来客から非常勤の家臣、日雇い労務者まで入れれば100人を越える日もあったのではないだろうか。レスタ伯の死後彼らは伯夫人のいる Dover 城に駆けつけ立て籠った。息子シモンの居るケニルワース城に次いで、レスタ伯軍残党の第2の拠点になった訳である。しかしその時より前は、伯夫人独自の軍事力はどの程度のものであったのだろうか。次にこの問題を考えてみよう。

6 伯夫人の軍事力について

家計簿を見る限り、イリナが彼女の household のなかに騎士 *miles* を抱えていたことを示す記述は全く存在しない。伯夫人のサージャント *armiger* かと思われる例が一例だけみられる。また手綱 *harness* 程度のものを除けば、武具の購入や修理に関する記述もみられない。伯夫人は普段は無防備だったのか。家計簿に現れる軍事力の記述は来客のもたらす騎士等に関するものである。

- 例 3月17日 Dominus Henricus de Montforti et eorum familia
6月4日 presentibus Dominis R. de Brus, A. de Montforti, cum tota familia, et servientes Domini S. et garnestura Castri
6月16日 Dominus S. de Montfort, J. de Mucegros, cum omnibus milites suis,
... Armigeris et familia Domini S. et Comitissae⁵¹⁾

8月11日以後には、イヴシャムの戦いの生き残りの者たちであろうか、騎士たちの数は急増して、家計簿のなかでは彼ら用のパンとぶどう酒とが household 用のそれらとは分けて記されるようになる。来客中最大の軍事力をもたらしたのは、3月19日から4月1日まで滞在した夫シモンの随員のそれである。到着前にはイリナが抱える馬は44頭であったが、17日に長男 Henry の一行が到着すると172頭に膨れ上がり、夫到着後には334頭に達した。同様の状況は6月初めにイリナが Odiham から、次男 Simon に防備されつつ Porchester を経て、Dover へと移動した際にも読み取れる。⁵²⁾ 8月1日にはイリナは

Pevensie から Dover へと防御用の機器（投石機か）を移しているし、8月12日には息子のリチャードが、雇われた100人の水夫と共に船で Winchelsea から Dover へと駆けつけている。⁵³⁾ 夫の滞在、息子の軍との合流、そしてイヴシャムの戦い以後、これら三つの時期は外部からもたらされる軍事力が伯夫人の軍事力を強化した時期とみなし得るが、それら以外の時にはイリナは無防備だったのか。

そうではない。イリナの居住した三つの城 Odham, Porchester, Dover には固有の守備隊 *garnestura* が配備されていた。それら守備隊とイリナの household とはどのような関係にあったのか。2月27日以後 Odham 城の守備隊がイリナの相伴者として記載されている。6月4日には Porchester 城の守備隊が相伴者として記されている。さらに6月21日以後には何度か Dover 城の城守備職 Castellan や *servientes*, watchmen もが相伴者となっている。⁵⁴⁾ つまり彼らはイリナの household ではなく、客としてもてなされたのである。彼女が守備隊をもてなしたことの意味を、滞在した城ごとに検討しよう。Odham 城はもともと王の城であったが、1236年、妹イリナに王が与えたものである。王城には王が城守 *constabularius* を任命し、守備隊 *garnestura* を配置し、経費は王が負担した。⁵⁵⁾ 13世紀には王はしばしばこの城守職を大貴族や廷臣に委託 commit した。Calendar of Patent Rolls の記述によれば委託された者はその城を経営することから得られる利益と、経営に要した費用とのバランスを財務府に報告する義務を負った。城の修理や戦闘用の動員などで特別に経費がかさんだ場合には、城守が立て替え、王が後日支払った。城守職を委託された者たちは前任者と交代する際に、前からいた守備隊員をやめさせて、新たに自ら任命した守備隊員を配置したのであろうか。⁵⁶⁾ Calendar of Patent Rolls の記述はこの点には触れてはいないが、大貴族や廷臣はしばしば一人で複数の城の城守に任じられており、彼らは実際には現地には赴かず、自らの領地や王の宮廷にとどまり、当の城へは代理人を派遣したと考えられる。イリナの家計簿には次のような例を見ることができる。1265年当時 Porchester 城の城守職は彼女の息

子の小 Simon に宛がわっていたが、彼が現地にはいないことが判明している時期にも、「Porchester の城守が手当を支払っていた」との記述がみられ、史料の編者は代理の城守であろうと記している。⁵⁷⁾ この代理の城守は自ら守備隊を指揮し、イリナの息子 Amaury de Montfort に付き添って Dover から 2 頭の馬を搬送するよう隊員に命じるなど、イリナのためにも働いた。⁵⁸⁾

Odiham 城が王からレスター伯夫妻に贈与 grant される際、「レスター伯夫妻に Odiham 荘園と Kenilworth 城を grant する」と記されている。⁵⁹⁾ その結果この城の城守を任命する権限もレスター伯に移ったのであろうか、1265年当時の城守 Henry le Fonun は王ではなくレスター伯によって任命された。⁶⁰⁾ 彼は城守であるイリナとは別に城の貯蔵庫を管理し、食糧や飼料をイリナのそれらとは別に購入していた。城の守備隊は食糧供給に関しては、城守の管理下にあったとみてよいであろう。しかし先述のように、イリナは彼ら守備隊員をしばしば客として食事を供給した。と同時にこれも先述したように、イリナの household steward は城の貯蔵庫から、或いは城守の購入物から、食糧や飼料の供給を受けた。代金が支払われていない場合もある。⁶¹⁾ イリナの household と城守及び守備隊とは、組織も家計も別でありながら、食糧供給、食事提供という点では交流しあっていた。

Porchester 城の場合。イリナの household steward は主としてレスター伯の Chowton マナから物資を仕入れたが、同時に Porchester 城の貯蔵庫からも仕入れ、その代金支払いは記録されていない。一方イリナは城の守備隊を 6 月 4 日以降相伴者として招いている。household steward が代理の城守に支払ったのは飼料代の一部のみである。⁶²⁾

Dover 城の場合。steward は主としてイリナのマナ Brayburne から仕入れたが、同時に Dover 城の貯蔵庫からも供給を受け、またこの城の城守であるイリナの息子 Henry de Montfort の貯蔵庫からもワインを取り出した。ここには城守代理ではなく、castellan がいた。彼は食糧や飼料の供給には携わらなかったとみて、支払いを受けた形跡が無く、イリナの household は無償で食

糧を手に入れたのかもしれない。既に述べたように castellan や watchmen はイリナから食事を供給された。⁶³⁾

さてこれらの城守や守備隊はイリナのために何をしたか。Odiham 城の城守 Henry le Fonun は、イヴシャムの戦いでレスター伯が戦死する 8 月 4 日までイリナの側についていたが、その直後国王の命令を受けて開城した。⁶⁴⁾ Porchester 城の代理城守は 6 月 12 日にイリナがこの城を出て Dover に向かって以後の動向は不明である。Dover の castellan たちは、8 月 11 日頃にレスター伯戦死の知らせがイリナに届いてからも、城内の国王派の人々を人質として、8 月から 9 月にかけて城外の国王軍と対峙してイリナを守ったという。⁶⁵⁾ イリナの household が滞在する城では、それぞれの城の城守や守備隊が、イリナたちにとっての潜在的な軍事力になったといえるのではないか。⁶⁶⁾

伯夫人が自らの軍事力を全く欠いていたのかといえばそうではないだろう。家計簿を見ると少なくとも 25 頭前後の馬を絶えず飼育しているし、そのための専門の係員 Marshal や Smith が household を構成していた。6 月 24 日にはそのうち 9 頭を息子のシモンに貸与している。⁶⁷⁾ household 構成員のなかには、Seman Stoke や William Wortham のように実際に戦闘に従事した人もいる。⁶⁸⁾ 伯夫人の household は最小限の軍事力を保有していたが、城を守備したり敵対者に対して身を守るための主たる軍事力は、国王の城の城守や守備隊によってまかなわれていたと想像される。

結語

これまでに判明したことを基にしてレスター伯夫人の household が果たして いた社会的役割についてまとめておこう。

- 1 レスター伯夫人としてのイリナは一所に常住はせず、household をつれてしばしば居所をかえた。彼女の household 構成員は最後まで主人たる伯夫人イリナに忠実であり、彼女の身辺を守った。しかし伯や伯夫人の household 構成員たちのなかには、イリナがフランスに移住した後に、国王と和解した

者もいる。

2 イリナは大貴族やその家族、高位聖職者及びその household をもてなし、これらの人々は政治的対立関係とは別に、household を介して付き合いを維持した。

3 レスタ伯の妻の household が持つ地域社会への影響力が存在した。周辺地域から物資を購入し、周辺住民を雇用し、貧民に施与した。食事に招かれた五港都市民は、伯夫人に味方した。

4 夫であるレスタ伯の別働隊として機能した。夫の率いる軍隊を給養したり、夫の軍の捕虜の世話をした。夫の死後、戦場から逃ってきた兵士たちの拠り所となり彼らを養った。夫の無事を祈って喜捨をした。各地から届く手紙を受信したり、各地へ発信したりして、夫のための情報の中継をした。

5 伯夫人の household は、城守や守備隊といった国王の部下を自らの費用で給養し、それらの守備隊員たちは伯夫人と household をも守った。

かつて Denholm-Young が分析した国王行政と大貴族の私的行政との絡まりあいについては Household Account は殆ど参考にはならない。⁶⁹⁾ しかしこの史料からは、13世紀大貴族の household の社会的機能が、主人にとっての、14世紀のそれとは違った意味での軍事力の基地としての機能、周辺地域・住民への、或いは非封建的従者への主人の影響力の基地としての機能、そして他の大貴族との人的繋がりを維持する機能であったことが判明するといえよう。 household は大貴族にとって軍事力と影響力の基地であった。伯夫人の household の場合、この他に夫であるレスタ伯の household の別働隊としての機能が加わる。

注

- 1) Denholm-Young, N., *Seigniorial Administration in England*, Frank & Cass, 1937, pp. 4, 6–8, 67–72 ; C. M. Woolgar, ed., *Household Accounts from Medieval England*, British Academy, 1922, pp. 3, 4, 19 ; Kate Mertes, *The English Noble Household*

- 1250–1600, Blackwell, 1988, pp. 2, 4–6, 12, 15, 16.
- 2) British Library : Add. MS. 8877. サイズは平均すると、幅約20.3cm、長さ約50.8cmである。イリナをとりまく歴史的環境については、拙稿「シモン・ド・モンフォールの妻」(『女性学評論』、神戸女学院大学女性学インスティチュート、6号、1992年3月、15–31頁)を参照されたい。
 - 3) *Manners and Household Expenses of England in the Thirteenth and Fifteenth Centuries*, ed. by H. T. Turner, Roxburghe Club, 1841, pp. liv, 21, 27. ここで前掲拙稿の一部を訂正しておきたい。27頁「最初の写本の英訳」を「最初の写本の転写」に改める。
 - 4) Labarge, M. W., *A Baronial Household of the Thirteenth Century*, Eyre & Spottiswoode, 1965, p. 15, 189 ; Mertes, Kate, *Ibid.*, 1988, pp. 76–8.
 - 5) 野菜の記述が少ない。豆 peas, beans やパセリは記されているが、キャベツ、人参、蕪、甜菜等はみられない。Wilson, C. A., *Food and Drink in Britain from the Stone Age to the 19th Century*, Academy Chicago Publishers, 1973によれば、それらの野菜もアングロ・サクソン時代にはこの島で栽培されていた。また1393年には生野菜のサラダのレシピもある。pp. 329, 339.
 - 6) Woolgar, *op. cit.*, pp. 12, 36 ; *Manners*, p. 60.
 - 7) Green, M. A. E., *Lives of the Princesses of England*, London, 1842, vol. 2, pp. 125–151.
 - 8) Blaauw, W. H., *The Barons' War including the Battle of Lewes and Evesham*, London, 1844, pp. 281–93.
 - 9) Pearson, C. H., *The Barons' War*, 2nd ed., London, 1871, pp. 313–35.
 - 10) Bémont, C., *Simon de Montfort* (1st edn, Paris, 1884) : translated by E. F. Jacob (2nd edn, Oxford, 1930), p.xvii–xviii.
 - 11) Labarge, *op. cit.*, pp.15–16. Labarge の著作の功績は、一方では Adam Marsh からイリナへの助言 (Ward, J., *Women of the English Nobility and Gentry, 1066–1500*, Manchester, 1995, pp.53–56) や Grosseteste の家計指南書 *Rules, Statuta* 等の、13世紀の household の手引き書を用い、他方では Roger Leybourne, Richard of Swinfield, Bogo de Clare, Henry son of Edward I, John of Brabant, Henry and Thomas of Lancaster など、13世紀の household account rolls とを史料としながら、聖俗貴族の家計を復元し、具体的イメージを与えてくれることである。B. Litt., 1939, Oxford.
 - 12) イリナの家計簿は当時の日常生活の実態を示してくれるほか、政治事件にまつわる情報をも与えてくれる。その例として Green, Blaauw や Labarge は、5月末に皇太

子エドワードがレスタ伯の捕虜としての拘束から逃れたことが、いかに家計簿に反映しているかを指摘した。すなわちイリナが6月1日、突然 Odiham を去り、僅か半日の内に息子シモンの軍がいる Porchester 城へと移動したという例である。他にも例を挙げることができる。羊皮紙9葉裏、8月15日（土）の項目の次に日付無しに次の記述がある。「エドワード皇太子から伯夫人への使いの者に2シリングを。」この記述を根拠に Green は8月4日 Evesham でのレスタ伯の戦死のニュースは、このエドワードの使者によって「おそらく8月16日頃」にイリナの元に伝えられたと解説した。Green, *op. cit.*, p. 145-6.（前掲拙稿もこの考え方を探っていた。20頁） Blaauw は8月15日とみなしている。2nd edn., p. 327. しかし実際には戦場から逃れてきた者たちによってもっと早く到達していたと考えられる。その根拠の一つは8月11日以後に家計簿のなかの穀物、ワイン、卵等の食糧の量が急増することである。またワインの用途として「騎士たちに」という記述がこの日から始まり、家計簿の最終日、8月29日まで続くこと、そしてこの日以後10日間続けてイリナは食卓に顔を見せず、かわって Dover 城の守備隊が食卓につき始めることである。それまで彼女が食卓につかなかったのは4月17日の1度きりである。Manners, p. 22. これらのことから遅くとも8月11日迄には、レスタ伯戦死のニュースはイリナに伝わり、彼女は喪に服したといえるのではないか。

- 13) Labarge, *op. cit.*, p. 53. Manners, p. 15.
- 14) *Ibid.*, pp. 46, 60.
- 15) *Ibid.*, p. 14.
- 16) *Ibid.*, pp. 7, 30.
- 17) *Ibid.*, pp. 4, 21, 27.
- 18) *Ibid.*, pp. 5-7.
- 19) Labarge, *op. cit.*, pp. 73-5. Manners, xxxvi.
- 20) Postan, M. M., Famulus, *Economic History Review supplements*, No. 2, p. 20.
- 21) *Walter of Henry and other Treatises on Estate Management and Accounting*, ed. by Oschinsky, D., Oxford, 1971, pp. 404-5.
- 22) Barry, M. & Goolden, J., *The Big Food & Drink Book*, BBC Books, 1993, pp. 194-201.
- 23) 昼食 prandium は Manners, p. 42など。夕食 dinerium は *Ibid.*, pp. 47, 48などに例あり。
- 24) Mertes, *op. cit.*, p. 207.
- 25) Woolgar, *op. cit.*, p. 29.
- 26) 聖職者、Abbot of Waverley, prioress and nuns of Wintney, prioress of

Amesbury, Magister Ralph Coudriana, Mag. J. de London, Mag. William Ingeniator, Mag. Nicholaus Medicus. 大貴族とその家族、Margeria de Crek, Countess of Aumale, Katterina Lovel, Mabilia de Wortham, Countess of Oxford. レスター伯関係者、J. Goviun, Hereward de Marisco, Reginald Fillet, Robertus Brus, Thomas de Estleye, Anketil de Martivale, Richard of Kemsing, John rector of Katerington, Richard of Havering, Maule (daughter of Peter Brus), Gauterus Damar', Ingeram Bailolle, Robert Corbet, Galeranus de Moncens, John de Mucegros, John de la Hay, J. de Snaves, Guillelmus Ernald, Radulfus d'Ardi, Radulfus Haket, Peter Burton, J. de Dover, Thomas Salekin, Thomas Sandwich, Mathew Hastings, N. Hecham, J. la Warre, Fulk Constable.

- 27) *Manners*, pp. 13, 31.; Powicke, F. M., *King Henry III and Lord Edward*, Oxford, 1947, p. 505.
- 28) *Manners*, pp. 8, 9, 17, 21, 25, 26, 31.
- 29) *Ibid.*, pp. 9, 10, 12, 13, 19, 42, *passim*.
- 30) *Ibid.*, pp. 15, 30, 35, 37, 47. なお Isabella (Aumale 伯未亡人) と小シモンとの婚約について Powicke, *op. cit.*, p. 708.
- 31) *Ibid.*, pp. 25, 47, 50, 62, 77; Knowles, C., The Disinherited, unpublished PhD thesis, Univ. Wales, 1959, part I, p. 22; *Annales Monasterii de Wintonia*, *Annales Monastici*, vol. 2, ed., Luard, H. R., p. 104; *Annales Monastici de Waverleia*, *Annales Monasciti*, vol. 2, ed., Luard, p. 369.
- 32) March 5, April 6, 14, 17, May 5, 16, 31, June 27, 28, July 11.
- 33) *Manners*, pp. 13–15, 'Die Veneris, et per xiii. dies sequentes, in rotulo Comitis'; p. 42, June 2nd, 'super custus Domini S. de Montforti apud Porecestriam'; *Ibid.*, p. 47, June 13, 'super custus Domini S. de Monteforti', at Wilmington, Sussex.
- 34) *Ibid.*, pp. 24, 67; 34, 64. ほとんどの喜捨は John Scott を通してなされた。
- 35) *Ibid.*, pp. 24, 34; 23, 76; 33, 34.
- 36) 'de instauro'; February 26, March 20, Southampton から、April 3, 14, Odiham manor から、May 10, Stanes から、May 31, その他の例、June 6, 8, 11, 21, 25, 30, July 2, 6, 13, 19, 21. *Manners*, pp. 5, 15, 21, 41, 44, 45–6, 46–7, 60, 63. Odiham 城の Manor も王から同時にイリナに与えられた。 *Cal. Pat. Rolls*, 1232–47, p. 166. *Manners*, p. 53.
- 37) Labarge, *op. cit.*, p. 80; *Manners*, pp. 9, 30.
- 38) *Ibid.*, pp. 45–6, 46–7, June 11; p. 60, July 8; 47; p. 63, July 13.
- 39) *Ibid.*, pp. 3, 4, *passim*. Cf. Woolgar, *op. cit.*, p. 19.

- 40) *Manners*, p. 47 (Bedehampton から), p. 30 (Domina Wimarc から), p. 49 (Vinum emptum in villa).
- 41) *Ibid.*, pp. 65, 'navi locata'; 66, 'i navi et circa c. marinariis'; 67; 68, 'Pro minutis ad Cameram'.
- 42) Labarge, *op. cit.*, p. 63.
- 43) a : Seman, Neirnuyt, Jacke, Dobbe, Digon, Treubodi, Slingaway, Christopher, Eudo, Bolletto ; b : laundress の Petronilla, Marshal の Colin, messenger の Gobithesti, butler の Andrew, cook の Symon, baker の Ralph, tailor の Hicqe, barber の Roger, carter の Gilbert ; c : Richard of Havering, William de Wortham, John Scott, Thomas Salekin, John de la Valle.
- 44) 例えばイリナの服を作る材料を買いに出かけた tailor に手当 6 ペンスが支払われた。*Manners*, p. 10.
- 45) *Ibid.*, pp. 17, 56, 63.
- 46) *Ibid.*, pp. 24, 29, 44-5.
- 47) *Ibid.*, pp. 32, 40, 44-5, 49.
- 48) Labarge, M. W., *Medieval Travellers*, London, 1982, p. 54.
- 49) *Royal and other Historical Letters Illustrative of the Reign of Henry III*, ed. W. W. Shirley, Rolls Series, 1866, vol. 2, pp.294-296. 彼らのなかには伯夫人の離英後、王と和解した者もいる。Pearson, *op. cit.*, pp. 326, n. 5; 327, n. 2; 310-11. なお後述、注54参照。
- 50) Labarge, *Baronial Household*, p. 63.
- 51) *Manners*, pp. 13, 42, 47, 49.
- 52) *Ibid.*, pp. 13-14, 42-51 ; 6月4日 イリナ用45頭、小シモン用9頭、Amaury用8頭、Kemsing の rector 用4頭。6月14日 合計195頭。6月17日 イリナ用38頭、小シモン用100頭。6月18日 イリナ用26頭、小シモン用0。
- 53) *Manners*, pp. 65, 66.
- 54) *Ibid.*, pp. 5-6, 12, 16, 42, 51, 52, 54.
- 55) Jewell, H. M., *English Local Administration in the Middle Ages*, Newton Abbot, 1972, pp. 180-1. なお Royal Steward については Denholm-Young, *Ibid.*, p.72参照。
- 56) *Cal. Pat. Rolls, 1258-66*, p. 266, *Cal. Lib. Rolls*, pp. 201, 282.
- 57) *Manners*, p. 47.
- 58) *Ibid.*, pp. 39-40.
- 59) *Cal. Pat. Rolls, 1247-58*, pp. 5, 250. Cf. *Ibid.*, 1232-47, p. 166.
- 60) *Manners*, p. 44.

レスター伯夫人の家計簿

Table A m1-1

No.	日付	穀物 1	穀物 2	ワイン自白	ワイン	ワイン踏白	ワ	エイル自	予備	魚自
1	0219th	p2.5qdeAbi		4selgadeS			priCom			8s1d
2	0220fr	p2q2bdA	Bern6d	4se		0.5sW. Bat	1			9s6dMar
3	0221sa	p2b5deAb	Bern3s6d	5sedSwalin			em3s3d			18s11d
4	0222su	1.5qdS		2.5se	240gal	(2botl)		12g10s6d		em8s
5	0223mo	1.5qdS		2sellia				ma5q07.5qA	em8s	
6	0224tu	1.5qdS		2selga			pC			em7s9d
7	0225we	1.5qdS		2.5se			pC			em10s6d
8	0226th	1q1b		2.5se			pC			em4s2d
9	??26th									
10	0227fr	1q2bdS		lse			em10s6.5d			em8s7d
11	0228sa	1.5q		1.5se			pC			pC
12	0301su	2qdS		2se		ChanSalls	pC			em9s4d
13	0302mo	1q2bdS		1.5s			pC			pC
14	0303tu	1.5q		1.5se			pC			pC
15	0304we	1q2b		lseellar			pC			em11s2day
16	0305th	1q6b	for43Paupe	lseellar						pC
17	0306fr	1q2b		lse2lar			pC			em12s1d

Table A m1-2

No.	予備	ま草馬用	オート	運搬 1	運搬 2	他物	他サービス	予備
1		66h	3q3bSC					
2		58h	3q5b			timber3d	wageBJ7.5d	
3	timber12d	65h2s8d	em5q. 9s7d	literaAbin		bowl11d	smith5d	charcoal19d
4		64hsC	5qdS	carthouse	Waln. Odih			
5		33hds	2q1b					
6		30h	1q7.5bdS					
7	napkin10.5	32hds	2q1bS				smith12d	
8		35hds	2q1bS			timberNC8d		
9	2cart			fish * 15s1d	BristWaln		smith3d	carter18d
10		48hds	3qdS					
11		36hds	2q2.5b				smith2s7.5d	watchdog1d
12		36hds	2q3.5b					
13		35hds	1q5b					
14		35hds	1q6.5bSC					
15		31hSC	1q7b					
16		32hSC	2q. 5b				smith5.5d	
17		29h	2.5q					

レスタ伯夫人の家計簿

魚類	ニシン	他魚 1	他魚 2	鶏	他肉 1	卵	豆	他食品 1	他食品 2	他食品 3
800SCas							alba13.5	onion6d	salt3s1d	dish13d
700dS										
3s							5d	dish6d		
600							5d			
400										
400										
400							23d	dish15d	onion6.5d	apple4.5d
400ds								vinegar4d		
halfWaling		108cod	32conger		porpoise			500hake		
dSpC	400SC									
	500SC			12d			vinegar6d			
SC	700SC						almond12po	for11days		
em18d	400SC						almo1po	frWardrobe		
	500SC						zinge1.5po	cinnamon	pepper	
	400SC						onion5.5d			
	600SC						oil7d	almon3poW		
	400						mustard2s7.			

計	予備	予備	伯	フ	前	そ	予備	予備	予備
13s10.5d			=		=				
10s10.5d			=		=				
44s6.5d			=		=	JGouvyun	RMontfort	Reading	
18s65d	Sum17s9d		=	=					Odiham
8s			=						
7s9d			=						
16s5.5d			=			AbbWaverl			
5s2d			=		=				
16s10d									
19s1.5d			=	=		garrison			
9s8.5d			=			garrison			
9s4d			=		=	HMarisco	RFillet	MWynteney	
18d			=			garrison			
?			=		=				
11s5.5d			=		=				
12.5d			=		=				
14s8.5d	1stRoll sum	9L6s7.5d	=	=					

レスター伯夫人の家計簿

Table B

No.	日付	費目	支払われた人	所属主	支払対象物
1					1 gilted leather bo
2					iron tie for the bo
3					4 spoons
4	0225we				a letter to
5	0228sa				a letter
6	0302mo				a letter
7	0302mo	paid	brewer of Banbury		
8	0302mo		brewer of Banbury		
9			William Carter		raisin
10			nuncio	Com	dolphin
11					5 canvas
12			Roger of Chamber		canvas for bath
13			Roger of Chamber		1 bottle for Cham
14			Peter of Chamber		1 cat & milk for dog
15		per Seman	frat Gregorius & Wal		relic to Coventry
16		paid by Seman			
17		by Seman			hose & shoes
18		by Seman	barber	Edward pri	
19		by Seman	groom	W de Breus	
20		by Seman			
21		by Seman			curtain
22	Lent s	by Seman			hose
23		by Seman			fish
24		by Seman			knife sheath
25		by Seman			harness
26		by Seman			hose & shoes
27		by Seman			horse
28		by Seman			felt at Cham
29	0202mo	by W de Wortham	through fr G Boyun		240 parchment
30		by W Wortham			1600 bull black
31		by W Wortham			1/2 squirrel fur
32	0328sa	by W Wortham			a letter
33	?su	by W Wortham	nuncio	Simon jr	knight
34		by W Wortham	Picardus		olive oil
35	?mo	by W Wortham			a letter
36	0320	by W Wortham	Magis N Hecham		a letter
37	0312th	by W Wortham	Colinus Mariscallu	to Alamaric	5 horse
38		by W Wortham	Hicqe tailor		robe
39	0328sa	wages	Roger & Peter Cham		
40		wage	Hicqe tailor		6 membrane
41		wage	Hicqe tailor		3 ell cloth
42		wage	Hicqe tailor		feather
43		wages	needle man & tailor	cham	
44		wage	Hicqe tailor		
45		wage			1 perse cloth
46		wage	Christiana		
47		by Seman	William Carter		shoes

レスター伯夫人の家計簿

用途主	支払対象用途	裨益者	価格	予備 1	予備 2
Comitissae			2s1d		Odiham
Comsa			18d		
	repairing		8d		
to Edward pri	delivering	Comitissae	4d		
to W Wortham	deliv.	Comsa	4d		
to Comsa Lincoln	deliv.	Comsa	2d		
	dismiss		5s		
	expense of him in the co		18d		
to King of Romans	deliv.		4d		
to Odiham	deliv.		6d		
			3d		
			1d		
			.		
			2d		
	allowance to deliv.		19s	Walingford	
	hen pasture at Kenilworth	Comsa	13s4d		
Robert Valle			16d		
			6d		
			4.5d		
	wage for horse	W Havering	9d		
Robertus Valle			1d		
W de Breuse			4.5d		
	carriage to Odiham		10d		
Comsa			2d		
Robertus Valle			22d		
Robertus Valle			13d		
Simon jr	visiting Oxford		4s11d	injury	
			7d		
Eleanor Domis	for prayer book		10s	London	
at Cham			3.5d		
Willemus Breuse			3s4d		
to Com	deliv.	Comsa	4d		
at Devizes	quiring		4d		
to London	expense to carry		14.5d		
to W de Wortham	deliv.	Comsa	4d		
to Epis Lincoln	deliv.	Comsa	4d		
	going		18d		
Comsa	going to clip		2s	3 nights	to London
	wage		3s	advanced	
Comsa clothes			21d		
Comsa			12d		
Comsa			12d		
Cham			4d		
	surplus expense		6d	quiring cloth	
Comsa	cutting		12d		
	bleeding	at Cham	4d		
to Walingford	carry		10.5d	Sum roll 1d or	4L7s8.5d

- 61) *Ibid.*, p. 44.
- 62) *Ibid.*, pp. 44, 47.
- 63) *Ibid.*, pp. 51–2.
- 64) Fonun は Evesham の戦いの後、国王軍に降伏し、Odiham 城を明け渡した。Knowles はこの事実をもってレスター伯軍への支持が弱まってゆく例とみなしているが、少なくとも 8 月 4 日迄は彼も伯夫人に味方していたといえよう。Knowles, *op. cit.*, I, p. 18; *Abbreviatio Placitorum*, Record Commission, 1811, p. 175.
- 65) *Chronicon Thome Wykes*, Rolls Series, pp. 178–9.
- 66) 家計簿のなかには伯夫人の封臣による軍事力行使の証拠は見あたらなかった。
- 67) *Manners*, pp. 57–8.
- 68) Hugh Gobiun は 1266 年 7 月 20 日、王の平和へと受け入れられた。*Cal. Pat. Rolls, Hen. III, 1258–66*, p. 670. Seman について同様の例、*Ibid.*, p. 528. John Scott について、*C. P. R., 1266–72*, pp. 16, 58; John de la Hay と Richard of Havering については Maddicott, J. R., *Simon de Montfort*, Cambridge, 1994, pp. 66–8 を参照。
- 69) Denholm-Young, N., *Ibid.*, pp. 2–5.

備考 1 Table A (第 1 羊皮紙より) について

[穀物 1] p=panis, q=quart, dAbi=de Abindon, b=bushel, [穀物 2] Bem=bread emptione, [ワイン] 自白=自家用白, se=sexta, ga=gallon, dSwalin=de Stauro Walingfordi, la=lagen, W. Bat=Willermo Bathonia, ChanSalls=Chancelarius Sarum, ワ=ワイン贈答用, [エイル] priCom=prius computatus, mo=ordeum, A=avena, [魚] Ma=marescalcia, dSpC=de stauro prius computatus, SC=instauro castri, [雄]=雄牛, [他食品 2] 3poW=3 pound from Wardrobe, [馬草] h=horses, [運搬] Brist=Bristol, [他物] NC=non computatus, [伯]=伯夫人, =同上, [フ]=familia, [前]=前述, [そ]=その他, [予備]=相伴者。

備考 2 Table B (第 1 羊皮紙裏より) について

[支払対象物] bo=box, cham=chamber, bull=bulla, [用途主] Comsa=Comitissae, pri=prince, [支払対象用途] expenseofhim intheco=expense of him in the country.

(本稿は 1995 年度神戸女学院大学女性学インスティチュート研究助成による成果の一部である。)

Summary

Household Account of the Countess of Leicester, 1265

Keizo Asaji

The household account of Eleanor de Montfort, 1265, is one of the earliest extant private *comptos* rolls of lay magnates. The rolls have been used in the study of baronial daily life, such as food, clothing, housing, amusements and travel. Set in the historical background of 1265, however, the rolls can be a rich fountain of the information about the baronial households during the time of political turbulence.

The earliest date in the account is February 19, 1265, when her husband, Simon de Montfort, earl of Leicester, was at the height of his power having the king as his hostage. The household account tells us that Simon visited his wife at Odiham in the middle of March with some 160 horses with Lord Edward as a hostage. The roll also tells us that at the end of May, hearing the news that Lord Edward escaped from her husband's control in the west of England, Eleanor immediately moved from Odiham through Porchester to Dover, escorted by her son, Simon junior, considering future voyage to France.

Reading the rolls in the political context with other documents, contemporary chronologies or correspondence for example, we can obtain the information about the baronial household, which was the core of the power in the society of the thirteenth century England. The present research focuses on the military powers kept in the countess's household, and the meaningful ties that bound local people, merchants, burgesses and ecclesiastical houses to her and her household, with some reference to the

relation between the two households, Simon's and Eleanor's.